**北名古屋市地域包括支援センター運営委託に係る公募要項**

本市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアの更なる充実を図るため、平成３０年度から介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターを下記のとおり設置します。

　それに伴い、法第１１５条の４５第１項及び第２項に規定する包括的支援事業、法第１１５条の２３に規定する指定介護予防支援事業者等の業務を委託する法人等を募集します。

　本要項は、本市が実施する「北名古屋市地域包括支援センター運営委託」について、受託者を選定する公募要項です。

　受託希望者は、下記の内容を確認の上、ご応募ください。

　なお、詳細については資料「北名古屋市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」を参照してください。

記

１　公募に関する事項

　⑴委託名　北名古屋市地域包括支援センター運営委託

　⑵委託期間　平成３０年６月１日～平成３１年３月３１日までとします。

ただし、運営状況が良好と認められる場合は、契約の更新を可能とします。

　　　　　　　また、業務の開始後、北名古屋市地域包括支援センター運営協議会が、その業務において著しく不適切と認めた場合、法及びこれに関する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前でも契約を解除する場合があります。

※事業の開始は平成３０年７月１日からとし、必要な事項に

ついては、委託事業者が決定後委託契約を結ぶものとします。

　⑶業務内容　別紙「北名古屋市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

　⑷公募圏域

　　２圏域それぞれに委託先を公募します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地区 | 人口（人） | 高齢者人口（人） | 平成３０年２月  介護予防プラン作成件数 |
| 北名古屋地区（西北） | １８，０４５人 | ３，８４３人 | １０３件 |
| 北名古屋地区（西南） | １９，８１６人 | ４，４６０人 | １３０件 |

　　※人口及び高齢者人口は平成２９年１２月１日現在。

２　設置場所等

　⑴　北名古屋市地域包括支援センター（以下「センター」とする。）は、

原則として公募圏域内に事務所を設置すること。

　⑵　事務所は高齢者等に配慮した設備等を設置すること。また、個人情

　　報に十分留意した相談等に必要なスペースを確保すること。

　⑶　事務所の設置等に係る必要な経費は、法人等の負担とします。

３　人員の配置

　　センターは次に掲げる資格を有する常勤かつ専従の職員を配置す

ることとします。ただし、資格を有する者の確保が困難である場合で

市が適当と認めたときは、準ずるものを配置することができます。

⑴　保健師又は正看護師

⑵　社会福祉士

⑶　主任介護支援専門員

⑷　介護支援専門員

４　センターの業務内容

　　センターは、次に掲げる業務を実施するものとします。

　⑴　第1号介護予防支援業務（法第115条の45第1項第1号ニ）

　⑵　介護予防・日常生活支援総合業務（法第115条の45第1項第1号）

　⑶　総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

　⑷　権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

　⑸　包括的・継続的ケアマネジメント業務（法第115条の45第2項第

3号）

　⑹　在宅医療・介護連携推進業務（法第115条の45第2項第4号）

　⑺　生活支援体制整備業務（法第115条の45第2項第5号）

　⑻　認知症総合支援業務（法第115条の45第2項第6号）

　⑼　地域ケア推進業務（法第115条の48の規定に基づき実施する会議

のうち、担当区域内で実施する会議）

　⑽　指定介護予防支援業務（法第115条の22第1項の規定に基づき指定介護予防支援事業所の指定を受けて実施するもの）

　⑾　その他市が地域包括ケアシステムの構築に必要と認める事業

　※各業務の詳細は資料「地域包括支援センター運営委託仕様書」を参照してください。

５　応募に必要な資格

　　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６

７に基づき、次の要件を満たす法人等とします。ただし、主たる事業所等の所在地が北名古屋市内にある法人等とします。

　⑴実績等要件

　　次のいずれかに該当すること

　　ア　北名古屋市内で、法に基づく指定居宅介護支援事業所を３名以上で運営していること

　　イ　北名古屋市内で、障害者や高齢者を包括的・継続的に相談支援を実施する事業を運営していること

　⑵　その他

　　　法人等又は、その役員が応募時に次のいずれかに該当する場合は、応募者となることができません。

　　ア　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続きをしている法人

　　イ　租税に滞納がある法人

　　ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体及び同条第６号に掲げる暴力団員

　　エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定管理者の取り消しを受けたことがあり、その取消しの日から２年を経過しない者

　　オ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により北名古屋市における一般競争入札等の参加を制限されている者

　　カ　応募書類の受付締切日において、本市の指名停止措置期間中の者

　　キ　禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

　　ク　介護保険法に規定する指定欠格事由に該当する者

６　応募者の失格条項

　　応募者が、提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のい

ずれかに該当した場合は、失格とします。

　⑴　本要項に定める手続きを遵守しない場合

　⑵　応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接

または間接に本市職員等と接触を持った場合

　⑶　その他、以下に掲げる行為があった場合

　　ア　提出書類に虚偽があった場合

　　イ　本件に関して不正な行為があった場合

７　スケジュール

　⑴　公募内容の告示

　　　平成３０年３月２３日（金）

　⑵　質問の受付

　　　「質問書」（様式１）にて下記提出先へ持参してください。

　　　平成３０年３月２３日（金）～平成３０年３月３０日（金）

　　　平日の午前９時～午後５時（事前に電話予約し質問書を持参してく

ださい。）

　　ただし、質問内容は、公募に関して必要な項目のみとします。また、

口頭による質問は受付けません。

　　　提出先　〒４８１－８５０１

　　　　　　　北名古屋市熊之庄御榊６０番地

　　　　　　　北名古屋市役所福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進室

　⑶　質問の解答

　　　平成３０年４月４日（水）に回答します。

　⑷　応募の受付

　　　平成３０年４月５日（木）～平成３０年４月１３日（金）

　　　平日の午前９時～午後５時（事前に電話予約し書類を持参してくだ

さい。）

　⑸　書類審査日

　　　平成３０年４月２０日（金）

　⑹　選定結果の通知及び公表

　　　平成３０年４月下旬

８　応募申込書の提出

　⑴　提出書類

　　ア　様式２：応募申込書

　　イ　様式３：北名古屋市地域包括支援センター事業計画

　　ウ　様式４：北名古屋市地域包括支援センター設置場所位置図

　　エ　様式５：北名古屋市地域包括支援センター平面図

　　オ　様式６：北名古屋市地域包括支援センター事務所内平面図

　　カ　様式７：保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員、介護支援専門員の経歴書

　　キ　国、県及び市税の滞納がないことを証明する書類（直近２年分）

　　ク　法人登記簿謄本（全部事項証明書）　　　　写しでも可

　　　　※　応募申込書提出日以前、３か月以内に発行されたもの

　　ケ　法人の定款、寄付行為：写し

　　コ　法人収支予算書（任意様式）平成３０年度１年分

　　サ　法人収支決算等（任意様式）直近２年分の決算書類（賃借

対照表、財産目録、損益計算書、事業活動収支計算書、資金

収支計算書等、公的機関からの補助金、融資、寄付金等があ

れば過去２年間の内容と実績）

　　シ　平成３０年度事業分見積書（任意様式）として地域包括支援センターの運営にかかわる職種別人件費、事務諸経費等内訳を記載

　　ス　平成３０年度事業分見積書　上記シに関する合計額のみ記入

　⑵　提出書類作成上の注意

　　ア　提出書類は、北名古屋市が作成した様式の表示事項を満たしてお

れば提案書を作成するソフトウエアや書体、文字サイズ等は問い

ません。

　　イ　提出書類の大きさは、Ａ４縦で作成し、添付資料がある場合も同

様とします。

　　ウ　２圏域に応募する場合には、提出書類は圏域毎に必要です。

　⑶　提出期限　７⑷に同じ

　⑷　提出先　　７⑵に同じ

　⑸　提出部数　正本１部（製本したもの）及び副本１０部

　⑹　提出方法　上記提出先に直接お持ちください。

　⑺　製本方法　Ａ４番縦型フラットファイルに上記の書類順に左綴じし、各書類の間にはインデックス付きの仕切りを入れてください。ファイルの表面及び背見出しに「法人名」を記載して下さい。

　⑺　その他　　原則、提出後において、記載された内容の追加および変更は認めません。

９　委託料等

　⑴　委託料

　　　業務委託料については表１のとおりです。

　表１（平成３０年度予算額）

|  |  |
| --- | --- |
| 地区 | 委託料  （平成３０年度分） |
| 北名古屋地区（西北） | ２３，１１０千円 |
| 北名古屋地区（西南） | ２３，１１０千円 |

⑵　委託料の支払い方法

　　委託料は受託者からの請求により支払います。なお、委託料は契約時に提示した金額を上限とし、支払の時期、方法については仕様書等にてこれを定めます。

⑶　介護報酬（指定介護予防支援・第１号介護予防支援事業）

　　介護予防サービス計画費（１件初回７，６０６円、継続４，４８０円）は委託料とは別に受託者の収入となり、地域包括支援センターの事業費として充てることができます。

当該事業所の収入となりますが、介護予防サービス計画の一部を居宅介護支援事業所に委託して作成する場合、ケアプラン代（介護報酬）は、受託者である地域包括支援センターが介護予防サービス計画費の９０％を支払うものとします。

※介護報酬改定時は改正後の介護報酬に準じます。

⑷　経理区分

　　　⑴委託料（包括的支援事業）と⑵介護報酬（指定介護予防支援）は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備してください。（書類については５年間保存）

１０　委託期間

　　⑴　委託期間

平成３０年６月１日（金）から平成３１年３月３１日（日）までとします。

　　⑵　準備期間

平成３０年６月１日（金）から６月３０日（土）までは、平成３０年７月１日（日）からの業務開始に向けた準備期間とし、引き継ぎなどを行います。

１１　業務対応窓口

　　⑴　窓口開設時間

　　　　窓口開設時間は、原則として、月曜日から金曜日の午前８時３０

分から午後５時１５分までとします。ただし、利用者の利便性、併

設施設の開設状況等を勘案して、市と協議の上変更できるものとし

ます。

　　⑵　休業日

　休業日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を基

本とします。ただし、利用者の利便性、併設施設の開設状況等を勘

案して、市と協議の上変更できるものとします。

※窓口開設時間外及び休業日であっても、緊急時の対応や電話等に

よる２４時間対応可能な連絡体制の確保を必要とします。

１２　選定方法

　　⑴　北名古屋市地域包括支援センター運営事業者審査委員会が、提案書の評価を実施した上で、総合的に判断し、最も評価の高い法人等を受託候補者として北名古屋市が選定します。応募が１者のみであった場合においても審査を実施し、選定するか否かを総合的に判定します。なお、審査委員会は非公開とします。

　　⑵　評価は評価指針に沿って行うこととし、評価項目は評価指針別紙のとおりです。

　　⑶　北名古屋市地域包括支援センター運営事業者審査委員会の採点にて合計点が満点の６割に満たなかった場合は、再度募集、選定を行うものとします。

　１３　選定結果の通知

　　　　選定結果の通知については、平成３０年４月下旬に応募者に対し書面で通知するものとし、併せて市ホームページに掲載予定です。

なお、選定結果の内容についての問い合わせには、応じられませんので、あらかじめご了承ください。

　１４　選定後について

　　　⑴協議等

　　　　本市は選定結果の通知後、受託候補者と委託契約締結・業務開始

に向けて協議をするものとします。協議において必要な書類があれ

ば、本市より受託候補者に対して適宜準備を依頼します。なお、こ

の際に資料を準備するために必要な費用は受託候補者が負担する

ものとします。

⑵辞退について

　　　　選定結果通知後、受託候補者が受託の辞退あるいは人員体制、設

備の欠格等で本市が委託できない事故が生じたことにより本市に

不利益が生じた場合には、本市からその費用を請求する場合があり

ます。

１５　その他

　⑴　提案書等の作成に係る費用は、応募者の負担とします。

　⑵　提出された提案書等は、返却しません。

　⑶　応募書類の提出後の辞退は、書類審査の前日まで可能とし、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。

　⑷　応募書類等は、北名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、公開することがあります。

　⑸　応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。なお、センターの運営に関し公表する場合及び本市が必要と認める場合には、提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。

　　⑹　その他本要項に定めのない事項について、別途本市の指示によるものとします。

　⑺　書類等の提出に関する問合せ先

　　　　北名古屋市役所福祉部高齢福祉課　地域包括ケア推進室担当

　　　　　　　　電話　０５６８－２２―１１１１（内線３１３７）

　　　　　　　　ＦＡＸ　０５６８－２６－４４７７

　　　　　　　　Ｅメール[korei@city.kitanagoya.lg.jp](http://10.2.100.17/index.html?module=office&controller=mail&exec=regist&direct=1&sessions_temp_clear_no=1&to=korei@city.kitanagoya.lg.jp)

スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 日　　程 | 内　　容 |
| 1 | 平成３０年　３月２３日（金） | 公募要項等のホームページでの開示及び告示 |
| 2 | 平成３０年　３月２３日（金）～平成３０年３月３０日（金） | 質問の受付 |
| 3 | 平成３０年　４月４日（水） | 質問に対する回答 |
| 4 | 平成３０年　４月５日（木）～平成３０年　４月１３日（金） | 応募の受付 |
| 5 | 平成３０年　４月２０日（金） | 北名古屋市地域包括支援センター運営事業者審査委員会にて書類審査 |
| 6 | 平成３０年　４月２４日（火） | 北名古屋市地域包括支援センター運営協議会にて受託候補者を協議 |
| 7 | 平成３０年　４月下旬 | 選定結果通知及び公表 |
| 8 | 平成３０年　４月下旬～  平成３０年　６月　１日（金） | 委託契約締結及び事業開始に向けた協議 |
| 9 | 平成３０年　６月　１日（金） | 委託契約締結 |
| 10 | 平成３０年　７月　１日（日） | 事業開始 |